

## 第47号議案

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法第291条の3第3項の規定により，兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて，兵庫県内の全ての市町と協議するため，同法第291条の11の規定により，別紙のとおり市議会の議決を求める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

#### 提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い，兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするもの。

## 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考1及び2中「及び外国人登録原票」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更前の兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に基づく広域連合の経費に係る平成24年度までの関係市町の負担金に関しては、なお従前の例による。

## 参 照 1

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更要綱

#### 1 変更の趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い，兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするもの。

#### 2 変更の内容

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となり，住民基本台帳に記録されることに伴い，兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営経費に係る関係市町の負担金の負担割合について，住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく住民の人口によるものとしている規定から「外国人登録原票」に係る規定を削る。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合規約別表第2関係)

#### 3 施行期日等

- (1) 平成24年7月9日
- (2) 変更前の兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に基づく広域連合の経費に係る平成24年度までの関係市町の負担金に関しては，なお従前の例による。

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項省略)

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(第4項から第8項まで省略)

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 広域連合の名称
- (2) 広域連合を組織する地方公共団体
- (3) 広域連合の区域
- (4) 広域連合の処理する事務
- (5) 広域連合の作成する広域計画の項目
- (6) 広域連合の事務所の位置
- (7) 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (8) 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- (9) 広域連合の経費の支弁の方法

(第2項から第4項まで省略)

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項, 第291条の3第1項及び第3項, 前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については, 関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。